

(案)

建設コンサルタント業務等に係る入力ミス防止対策に関する有識者委員会 規約

令和7年9月 日

(名称)

第1条 建設コンサルタント業務等に係る入力ミス防止対策に関する有識者委員会(以下「有識者委員会」という。)という。

(目的)

第2条 有識者委員会は、近畿地方整備局における建設コンサルタント業務等に係る入力ミス事案を受け、原因究明、再発防止策等について専門的見地から助言することを目的とする。

(委員)

第3条 有識者委員会の委員は、別紙のとおりとする。

(委員長)

第4条 有識者委員会に委員長を1名置く。

2 委員長は、事務局の推薦により委員の確認によってこれを定める。

3 委員長は、有識者委員会の議長となり、議事の進行に当たる。

4 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長が指名する者が、その職務を代理する。

(事務局)

第5条 有識者委員会の事務局は、近畿地方整備局技術管理課が行う。

(関係者からの意見聴取)

第6条 委員長が必要と認めるときは、関係者からその意見を聞くことができる。

(議事の公開)

第7条 委員会については冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。議事概要について、事務局は委員長確認を得たのち、委員会後速やかにホームページで公開する。

(守秘義務)

第8条 委員会委員に対しては、国家公務員と同様に国家公務員法上の守秘義務が課せられる。

以上

「建設コンサルタント業務等に係る入力ミス防止対策に関する有識者委員会」

委員 あ べ まさ き
 安部 将規 アイマン総合法律事務所 弁護士

委員 い い づ か あ つ し
 飯塚 敦 中央大学研究開発機構 機構教授

委員 ほ り た ま さ ひ で
 堀田 昌英 東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻 教授

(敬称略)